人事異動

内　閣

○内閣総理大臣海外出張
内閣総理大臣鳩山由紀夫は、十一月十三日シンガポール国へ出張のため出発した。
○環境大臣臨時代理
国務大臣　赤松　広隆
環境大臣小沢鋭仁海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に環境大臣の職務を行う国務大臣に指定する
（東京家庭裁判所判事）判事　高取真理子
簡易裁判所判事に兼ねて任命する
（神戸地方裁判所判事兼神戸家庭裁判所判事・尼崎簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　渡邊　壯
事務に依り本官並びに兼官を免ずる（以上十一月十五日）
○内閣総理大臣海外出張
内閣総理大臣鳩山由紀夫は、シンガポール国へ出張のところ十一月十六日帰朝した。

法　務　省

野村　創　本間靖規
平成二十二年司法試験（新司法試験）考査委員に任命する
任期は平成二十二年十月三十一日までとする（各通）（十一月十六日）

財　務　省

岡田邦彦　岡村　正
日本銀行参与に任命する（各通）（十一月十六日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、十一月十四日午後三時二十九分御出門、「乞巧奠　七夕の宴」京都・冷泉家の雅」を御鑑賞のため、東京文化会館（台東区）へ行幸啓、同五時四十七分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

紛失された外交官等身分証明書の無効について

次に掲げる在本邦外交官等身分証明書については、当該所持者が身分証明書を未返納のまま離任し、又は当該身分証明書を紛失したことに伴い左記に記載の年月日以降無効となった。（外務省）

身分証明書番号	発給年月日	失効年月日
015—003237—Ca	2005／08／03	2008／11／17
015—003320—Aa	2006／07／31	2009／08／27
015—003320—Ba	2006／07／31	2009／08／27
015—003476—Aa	2009／02／12	2009／08／27
015—003476—Ba	2006／08／01	2009／08／27
197—000044—Ba	2005／01／30	2009／08／31
003—000971—Da	2006／02／01	2009／09／09
126—000269—Da	1994／11／08	2009／09／17
111—000167—Aa	2005／09／25	2009／09／29
111—000167—Ga	2008／08／15	2009／09／29
218—000040—Ba	2006／10／14	2009／10／14
077—000162—Ba	2008／04／17	2009／10／05

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全日本港湾労働組合九州地方本部から、年末一時金等の要求に関して、平成21年11月20日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（福岡県、長崎県及び鹿児島県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成21年11月18日

厚生労働大臣　長妻　　昭

別表

福岡県	博多港運株式会社及び博多海陸運送株式会社
長崎県	株式会社九商コーポレーション、九州商船株式会社及び株式会社小値賀共運組
鹿児島県	合資会社吉田海運産業会社、合資会社仲村運輸、有限会社竹畑運送店、中三運輸株式会社、鹿児島海陸運送株式会社、株式会社共進組、第一海運株式会社及び鹿商海運株式会社

最低賃金の改正決定に関する公示

千葉労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、千葉県各種商品小売業最低賃金（平成20年千葉労働局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成21年11月18日

千葉労働局長　千葉　秀木

第４号中「１時間775円」を「１時間777円」に改める。

附　則

この決定は、平成21年12月25日から効力を生ずる。

富山労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、富山県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年富山労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成21年11月18日

富山労働局長　堀江　雅和

第４号中「１時間758円」を「１時間760円」に改める。

静岡労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年静岡労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成21年11月18日

静岡労働局長　新宅　友穂

第４号中「１時間784円」を「１時間788円」に改める。

附　則

この決定は、平成21年12月27日から効力を生ずる。

静岡労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金（平成20年静岡労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成21年11月18日

静岡労働局長　新宅　友穂

第４号中「１時間801円」を「１時間804円」に改める。

附　則

この決定は、平成21年12月27日から効力を生ずる。

鳥取労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、鳥取県各種商品小売業最低賃金（平成20年鳥取労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成21年11月18日

鳥取労働局長　佐々木秀一

第４号中「１時間689円」を「１時間690円」に改める。

附　則

この決定は、平成21年12月20日から効力を生ずる。

島根労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、島根県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年島根労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成21年11月18日

島根労働局長　伊藤　敏明

第４号中「１時間738円」を「１時間739円」に改める。

附　則

この決定は、平成21年12月21日から効力を生ずる。

愛媛労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成21年11月18日

愛媛労働局長　三上　明道

第４号中「１時間779円」を「１時間781円」に改める。

附　則

この決定は、平成21年12月25日から効力を生ずる。